



第2子以降3歳未満児の認可外保育施設利用料助成事業

～ 別府市にこにこ保育支援事業助成金の申請のてびき ～



【問い合わせ先】別府市子育て支援課 保育支援係
電話:0977-21-1427

多子世帯の認可外保育施設の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、保護者の就労等の事由により認可外保育施設を利用している戸籍上第2子以降の3歳未満児について、その利用にかかった経費(保育料及び給食費)に対し助成金を交付する事業です。

●助成の対象になる経費及び助成金の上限額

- ・助成対象経費・・・保育料、給食費
 - ・助成上限金額(1名につき)・・・上限35,000円/月(保育料、給食費合わせて)
- ※国の保育料無償化制度で新3号認定を受けている児童については、給食費のみ助成の対象になる場合があります。

●助成の対象児童

1. 別府市に住民登録されていること
2. 戸籍上第2子以降3歳未満児(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含む)で、保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難なため認可外保育施設(市外の施設も対象)を利用していること

保育が必要な事由	内容
① 就労	日常の家事以外の仕事をするため(※)、その子どもの保育が必要である場合
② 母親の出産	妊娠中である又は出産後間がない場合
③ 保護者の疾病等	病気やケガをしたり、心身に障がいがあったりするため、その子どもの保育ができない場合
④ 病気の看護等	その子どもの家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、常時その看護にあっており、その子どもの保育ができない場合
⑤ 災害	火災や風水害、地震などの災害のため、その復旧にあたり、その子どもの保育ができない場合
⑥ 求職活動(※)	求職活動中である又は起業の準備を行っている場合 ※求職活動とは、起業の準備、求人への応募、面接等のための企業訪問、採用試験の受験、個別相談が可能な企業説明会の参加等をいいます。 ハローワークやインターネット、雑誌等での求人情報の閲覧、問い合わせは除きます。
⑦ 就学	大学や専門学校等に通うため、子どもの保育が必要である場合
⑧ 虐待・DVの恐れ	児童虐待の恐れがある場合や配偶者からの暴力により保育が困難な場合
⑨ 育児休業中の継続入所	育児休業取得時に、既に施設を利用し、かつ母親の出産を事由に確認を受けていて、継続利用が必要である場合
⑩ その他	上記に類する状態にあり市長が認める場合

※「仕事をするため」とは、月64時間以上就労している状態をいいます。

※「求職活動」の場合は、活動内容等その事実を証明する書類(面接の案内や結果通知等の写し等)を求める場合があります。

●助成の対象になる利用期間

助成金を受けようとする年度ごと(4月1日又は助成の対象となった日～3月31日まで)の期間としますが、次の事由で利用する場合は、次の期間と比較して短い方の期間が助成の対象になります。

保育が必要な事由	助成の対象になる利用期間
② 母親の出産	出産予定月の2か月前の月の初日から出産予定日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
⑥ 求職活動	求職活動のために施設を利用開始した日から90日を経過する日が属する月の末日(3か月間)
⑦ 就学	卒業予定日、修了予定日が属する月の末日までの期間
⑨ 育児休業中の継続入所	育児休業に係る子どもの出産日から1年を経過する日が属する月の末日までの期間

●助成金交付のための事前手続き ※毎年度4～5月に手続きが必要です。途中入園の場合は、随時、手続きしてください。

■助成対象者確認届

以下の書類をあらかじめ子育て支援課に提出し、助成の対象になる利用期間の確認を受ける必要があります。

1. 別府市にこここ保育支援事業助成対象者確認届(様式第1号)
2. 在園証明書(認可外保育施設で証明を受けてください。)
3. 戸籍謄本(住民基本台帳により助成対象児童が第2子以降であることが確認できない場合)
4. 保育ができない事由を証明する書類(下記のいずれか。父親・母親分が必要です。)

保育が必要な事由	提出書類	備考
① 就労	就労証明書(別紙様式)	事業主の証明が必要です。育児休業から復帰の場合は育児休業の欄を必ず記入してください。
② 母親の出産	母子手帳の写し (出産予定日記入欄と表紙の写し)	
③④ 疾病等・病気の看護等	医師の診断書又は障害者手帳の写し等	診断書は任意の様式で構いません。 看護の状況を申込の際に確認します。
⑥ 求職活動	誓約書(別紙様式)	
⑦ 就学	在学証明書、カリキュラム	授業時間や日数を申込の際に確認します。
⑨ 育児休業中の継続利用 (育児休業中の新規利用は除く)	・就労証明書(別紙様式)、 または誓約書(要相談・様式有) ・育児休業取得以前から継続して同一の施設に在園していたことがわかる証明書 ・母子手帳の写し (出産予定日記入欄と表紙の写し) ※「②母親の出産」で提出していない方のみ	育児休業取得時に、既に施設を利用し、継続利用が必要である場合のみ
⑤ 災害 ⑧ 虐待・DVの恐れ、 ⑩ その他	子育て支援課窓口でご相談ください	

■届出内容に変更があった場合

保育ができない事由や助成対象者などに変更が生じた場合は、変更後の内容で別府市にこにこ保育支援事業助成対象者確認届の提出が必要です。

保育ができない事由が変更となった場合は、変更後の保育ができない事由を証明する書類も併せて提出ください。

●助成金交付申請(請求)について

■申請(請求)

別府市にこにこ保育支援事業助成対象者確認届を市に提出し、その結果の通知を受けた保護者は、施設等に利用料を全額支払い、その後市へ助成金交付申請(請求)を行い、市から助成金の交付を受けます。

※助成金の交付には領収書が必要になりますので、交付申請(請求)まで大切に保管をお願いします。

【助成金交付申請(請求)に必要な書類】

	必要書類	備考
1	別府市にこにこ保育支援事業 助成金交付申請書兼請求書	子育て支援課窓口で配布、 別府市公式ホームページからダウンロード
2	領収書等(原本)	利用施設が発行
必要に応じて	別府市にこにこ保育支援事業 特定助成対象経費証明書	・2月分や3月分の利用料の支払期日が翌年度(4月以降)になる場合は、領収書の代わりに「特定助成対象経費証明書」を利用施設に発行してもらい、市に提出してください。 ・ <u>後日、支払期日までに施設に支払いを完了し、その領収書を提出してください。※領収書を提出しない場合は、助成金を返還していただきます。</u>

■交付申請(請求)の受付月及び振込予定日

年に4回の「申請(請求)受付月(7月、10月、1月、3月)」に助成金交付申請(請求)書と必要書類を子育て支援課窓口へ提出いただき、確認後に助成金を指定した口座へ振り込みます。

※助成金の交付申請(請求)は、毎年度3月末が締め切りですご注意ください。

※助成金の振込先は、原則、助成対象者(届出保護者)名義の口座となります。助成対象者と振込先口座の名義が異なる振込先を指定する場合は委任状を提出してください。

※申請受付月を過ぎた場合は、次回以降の申請受付月にまとめて申請(請求)することができます。

※途中入退園、市外転出などの場合はご相談ください。

【受付月及び振込予定日】

申請(請求)受付月	振込予定日
7月	8月末日まで
10月	11月末日まで
1月	2月末日まで
3月 ※年度分申請(請求)最終締め切り	4月末日まで

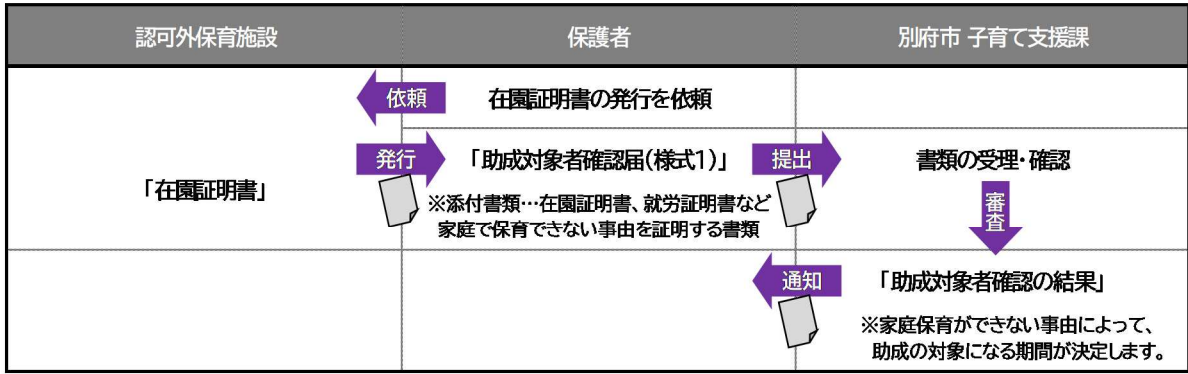


※毎年度3月末日が最終締め切りです。最終締め切りに間に合わない場合は、事前にご連絡ください。

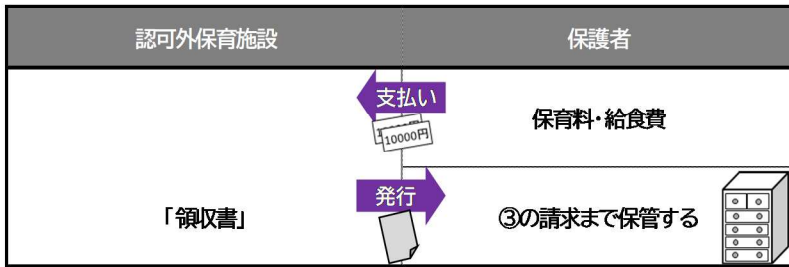
なお、年度を超えて(4月に入って)の申請(請求)はできませんのでご注意ください。

別府市にこここ保育支援事業助成金の交付申請(請求)のながれ

① 助成対象者の確認届(事前登録) ※毎年度4～5月に提出が必要です



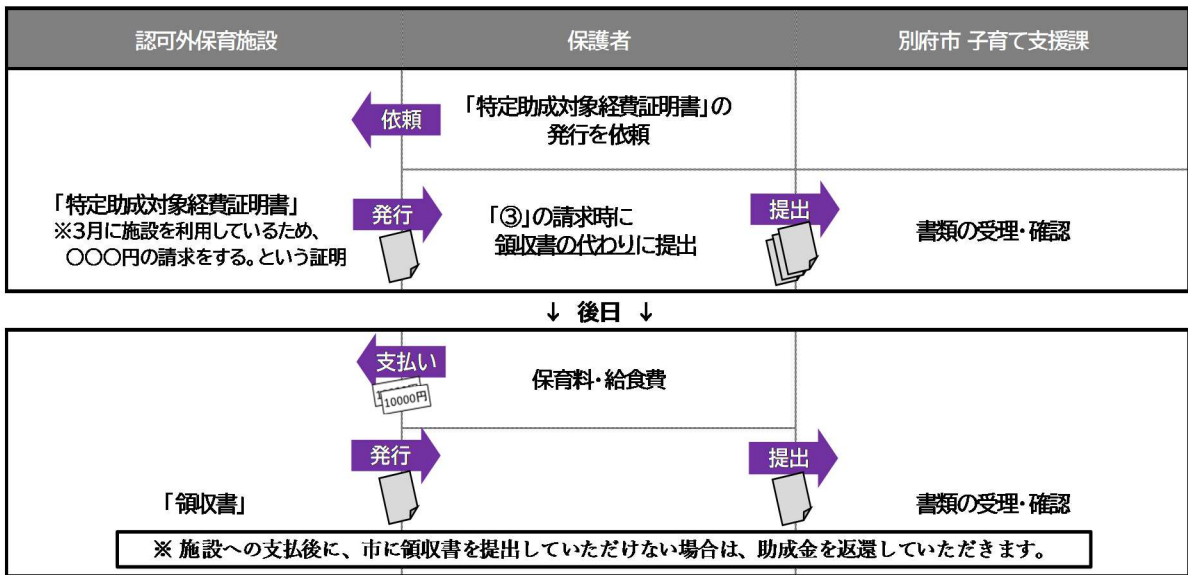
②-1 認可外保育施設の利用、保育料等の施設への支払い



②-2 認可外保育施設の利用、保育料等の施設への支払い

※年度末分で、実際に保育料を支払うのが翌年度の4月以降になる場合

(例)3月分の保育料が4月分の給料から引き落とされ、領収書の発行が3月末までに間に合わない場合



③ 助成金交付申請(請求) ※各年度の3月末までに請求が必要です

【助成金交付申請月のイメージ】

申請(請求)受付月	助成金交付月
7月	8月末
10月	11月末
1月	2月末
3月	4月末

